

議 事 日 程 (4)

平成23年12月20日 午前10時00分開会

- | | | |
|--------|----------------|---|
| 日程第1 | 町長提出議案
第51号 | 芦屋町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の
制定について |
| 第2 | 町長提出議案
第52号 | 芦屋町乳幼児・子ども医療費助成事業基金の設置、管理及び処分
に関する条例の制定について |
| 第3 | 町長提出議案
第53号 | 芦屋町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正す
る条例の制定について |
| 第4 | 町長提出議案
第54号 | 芦屋町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条
例の制定について |
| 第5 | 町長提出議案
第55号 | 平成23年度芦屋町一般会計補正予算(第4号)について |
| 第6 | 町長提出議案
第56号 | 平成23年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)に
ついて |
| 第7 | 町長提出議案
第57号 | 平成23年度芦屋町国民宿舎特別会計補正予算(第1号)につい
て |
| 第8 | 町長提出議案
第58号 | 平成23年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算(第2
号)について |
| 第9 | 町長提出議案
第59号 | 町道の路線認定について |
| 第10 | 請 願
第4号 | 農林漁業用軽油にかかる軽油引取税の免税等に関する国への意見
書の提出を求める請願について |
| 第11 | 請 願
第5号 | 「子ども・子育て新システム」に関する意見書の提出を求める請
願について |
| 第12 | 請 願
第6号 | 郵政改革法案の早期成立に関する国への意見書の提出を求める請
願について |
| 第13 | 発 議
第6号 | 健全な国民健康保険制度の構築を求める意見書について |
| 追加日程第1 | 発 委
第3号 | 農林漁業用軽油にかかる軽油引取税の免税等に関する意見書
について |
| 追加日程第2 | 発 委
第4号 | 「子ども・子育て新システム」に関する意見書について |
| 追加日程第3 | 発 委
第5号 | 郵政改革法案の早期成立に関する意見書について |

【 出 席 議 員 】 (1 3 名)

1 番 松上 宏幸 2 番 内海 猛年 3 番 刀根 正幸 4 番 妹川 征男
5 番 貝掛 俊之 6 番 田島 憲道 7 番 辻本 一夫 8 番 小田 武人
9 番 今井 保利 10 番 川上 誠一 11 番 益田美恵子 12 番 中西 定美
13 番 横尾 武志

【 欠 席 議 員 】 (な し)

【 欠 員 】 (な し)

事務局出席職員職氏名

局長 江嶋 勝美 書記 井上 康治 書記 志村 裕子

説明のために出席した者の職氏名

町 長 波多野茂丸 副町長 鶴原洋一 教育長 中島幸男
モーターボート競走事業管理者 仲山武義 会計管理者 狩集喜美子 総務課長 小野義之
企画政策課長 吉永博幸 財政課長 柴田敬三 都市整備課長 大石眞司
税務課長 境 富雄 環境住宅課長 入江真二 住民課長 武谷久美子
福祉課長 松田義春 地域づくり課長 中西新吾 学校教育課長 岡本正美
生涯学習課長 本田幸代 病院事務長 森田幸次 管理課長 大長光信行
事業課長 藤崎隆好 管理課付課長 濱村昭敏

午前10時00分開議

○議長 横尾 武志君

おはようございます。ただいま出席議員は13名で、会議は成立いたします。
それでは、直ちに本日の会議を開きます。

○議長 横尾 武志君

お諮りします。日程第1、議案第51号から日程第13、発議第6号までの各議案については、それぞれの委員会に審査を付託しておりましたので、これを一括して議題とし、それぞれの審査結果の報告を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。
それぞれの委員長から審査結果報告書及び閉会中の継続調査申し出書が提出されておりますので、書記にこれを朗読させ、報告にかえます。書記に朗読を命じます。書記。

〔朗 読〕

報告第18号

平成23年12月20日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

総務財政常任委員会委員長 辻本 一夫

総務財政常任委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

議案第55号 平成23年度芦屋町一般会計補正予算（第4号）について、原案可決

議案第58号 平成23年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算（第2号）について、原案可決

議案第59号 町道の路線認定について、原案可決

請願第6号 郵政改革法案の早期成立に関する国への意見書の提出を求める請願について、採択

報告第19号

平成23年12月20日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

民生文教常任委員会委員長 小田 武人

民生文教常任委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

議案第51号 芦屋町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決

- 議案第 5 2 号 芦屋町乳幼児・子ども医療費助成事業基金設置、管理及び処分に関する条例の制定について、原案可決
- 議案第 5 3 号 芦屋町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決
- 議案第 5 4 号 芦屋町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決
- 議案第 5 5 号 平成 2 3 年度芦屋町一般会計補正予算（第 4 号）について、原案可決
- 議案第 5 6 号 平成 2 3 年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について、原案可決
- 議案第 5 7 号 平成 2 3 年度芦屋町国民宿舎特別会計補正予算（第 1 号）について、原案可決
- 請願第 4 号 農林漁業用軽油にかかる軽油引取税の免税等に関する国への意見書の提出を求める請願について、採択
- 請願第 5 号 「子ども・子育て振興システム」に関する意見書の提出を求める請願について、採択
- 発議第 6 号 健全な国民健康保険制度の構築を求める意見書について、原案可決

平成 2 3 年 1 2 月 2 0 日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

総務財政常任委員会委員長 辻本 一夫

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第 7 5 条の規定により申し出ます。

記

事件「企画調整に関する件」「町財政に関する件」「消防及び災害防止等に関する件」「税制に関する件」「建築及び土木に関する件」「河川に関する件」「道路整備に関する件」「芦屋橋に関する件」「国道 4 9 5 号線に関する件」「芦屋港湾に関する件」「上下水道に関する件」「競艇に関する件」及び「各種施策の見直しに関する件」

理由

調査不十分のため。

平成 2 3 年 1 2 月 2 0 日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

民生文教常任委員会委員長 小田 武人

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第 7 5 条の規定により申し出ます。

記

事件、「戸籍等各種届出及び申請事務に関する件」「保健、健康及び国民健康保険に関する件」「福祉政策及び介護保険に関する件」「環境政策に関する件」「公営住宅に関する件」「農業、漁業及び商工振興に関する件」「観光振興に関する件」「地域振興に関する件」「医療及び医療行政に関する件」「教育振興に関する件」

件」及び「各種施策の見直しに関する件」。

理由

調査不十分のため。

平成23年12月20日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

議会運営委員会委員長 益田美恵子

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

事件、「議会運営に関する件」「議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する件」及び「議長の諮問に関する件」。

理由

調査不十分のため。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

以上で、朗読は終わりました。

ただいまから、それぞれの審査結果等の報告について質疑を行います。

まず、総務財政常任委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、総務財政常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

次に、民生文教常任委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、民生文教常任委員長に対する質疑を終わります。

以上で、質疑は終わります。

ただいまから討論を行います。

日程第1、議案第51号から日程第13、発議第6号までの各議案について、順不同により討論を許します。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

請願第6号に対する反対討論を行います。

現在、国会で審議中の郵政改革法案は、小泉内閣の郵政民営化によって廃止された金融の全国一律サービス及び郵貯、簡保の全国一律サービスの義務づけの回復をうたい文句にしていますが、実際にはそれを主張するものにはなっていません。法案では、郵政持ち株式会社や郵政事業会社と郵便局会社を統合した新日本郵政株式会社に金融の全国一律サービスを課すとしていますが、新日本郵政株式会社も郵便局に金融サービスを提供しているゆうちょ銀行もかんぽ生命も、採算性を度外視したサービス提供が困難な利潤追求の株式会社です。そして、ゆうちょ銀行もかんぽ生命も、銀行法、保険業法上の民間会社であるため、そもそも全国一律サービスの義務づけはなく、その実施は実質上無理なことです。つまり、利潤追求の株式会社に対し採算がとれない地域への金融の全国一律サービスを義務づけようというこの法

案の制度設計そのものに根本的な矛盾があります。

また、新日本郵政株式会社に金融の全国一律サービスを義務づけたとしても、この会社が保有する金融2社の株式は3分の1程度にしかすぎません。全国一律サービスの義務に基づく経営方針をその金融2社に徹底することは困難です。結局この法案は、郵政民営化見直しと言いながら看板倒れです。さらに、郵政改革法案は、郵貯銀行の受け入れ限度額の引き上げ、新規事業の拡大を掲げていますが、地域金融、地域経済に混乱を及ぼす懸念があります。推進している民主党の大塚郵政改革担当副大臣自身が昨年2月に発表した郵政改革素案においても、民間金融機関、とりわけ中小金融機関にとって政府出資、全国ネットワーク、3事業一体で資金規模の大きい日本郵政グループが経営の潜在的脅威であることは理解できると述べていました。

法案が成立し、限度額が引き上げられ、新規業務が拡大されるとすれば、郵政グループは地銀、信用金庫、農協などに中小地域金融機関の潜在的脅威から現実的脅威に変わり、地域金融、地域経済の大きな波瀾要因になることは避けられません。

結局、この郵政改革法案は、郵政グループやそのもとにある金融2社に対して国民が求める全国一律サービスの義務づけを事実上は免除しながら、その一方で、政府出資など民間にはない有利な条件のもとで金融業務を解禁しようというのがねらいです。

この法案は、こうした郵政グループの利益拡大のためにその一部を手直ししただけであって、郵便・金融・保険の全国一律サービスの回復という国民の願いに沿った見直しにはなっていません。地域住民の利便に必要なが生じないようにするのであれば、民営化そのものを見直し、ばらばらにされた郵政3事業を公的事業体として一体化し、そこにユニバーサルサービスを義務づけることです。

以上のことから、反対をいたします。

続きまして、議案第51号、52号、53号、54号に対する賛成討論をいたします。

これらの議案は、子ども医療の無料化を拡充する議案であり、どの子ども健やかに育ててほしいという町民の願いを実現する提案であり、大変歓迎するものです。これまで、ゼロ歳から未就学児まで、入院、通院とも無料だったものが、小学校1年から3年生までが入院、通院とも無料となり、小学校4年から中学校3年までの入院のみ無料とするものです。子どもの医療費の無料化の拡充は、その切実さからも、父母からの喜びと感謝の声が上がっています。

執行部の提案は、子育て支援の一つとして、また芦屋町の若い世代の定住化施策としても大変有意義であり、住民の福祉向上という地方自治の目的にも沿った住民要望実現のための提案だと考えます。

しかしながら、全国的な流れを見ると、医療費の無料化の年齢制限は18歳まで引き上げる自治体がふえています。愛知県では、54自治体中43自治体が中学校卒業までの入・通院無料を行っております。最近では、所得制限や一部負担なしの高校卒業までの無料化を決めた東郷町を初めとして、無料化の対象年齢を18歳まで引き上げる動きが出てきています。芦屋町におきましても、さらなる拡充を目指していくべきと考えます。そのためにも、県の制度として子ども医療費助成制度の拡大、国の制度として子ども医療費の中学校卒業までの助成を県や国に求めるべきと考えます。

子育て世代のさまざまな負担を軽くする子育て支援が近隣市町村よりも芦屋町が

一歩さきに進んでいることが子育てしやすい町として町の少子化に歯どめをかけると同時に、若い世代の流出を防ぎ、流入を卒新していく魅力的なまちづくりの一歩となることを確信します。

波多野町政は、この間、35人学級の拡充や子育て支援センターの設置、そして今回子ども医療の拡充と、一定の子育て施策を行ってきました。これらについては、一定の評価をすることができます。今後もさらなる子育て支援の拡充を求めまして、賛成討論といたします。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

議案第55号平成23年度芦屋町一般会計補正予算について賛成討論をいたします。

今、この18ページ、19ページの議案の中にあります環境衛生費、そして林業振興費の中の松くい虫伐倒駆除委託ということで976万5,000円、そしてこの業務委託森林整備加速化林業再生事業委託1,186万2,000円という約2,000万円の計上がされていますが、もう皆様方ご存じのように、今芦屋町だけではないですが、国民宿舎、そして鶴松保安林、魚見公園、海浜公園、もうさまざまところに松枯れが非常にひどく、多くの町民、私たちも胸を痛めています。この十一、二年の間に約2,000本以上、今年は1,330本の松枯れだと。そして、十一、二年前から200本とか300本、500本というふうに毎年のように松くい枯れがあるわけですけど、そういう中であって、これだけの予算を組んで、松くいのための伐採のためにやられていることに、非常に敬意を表します。

そういう中であって、ただ松くいによる、松枯れによるそういう中で、伐採だけではなくて、やっぱり育成していくための植林活動、そういうものを今後どのようにされていくのか、一、二度松を、数回植えられているかもわかりませんが、やはり町民の皆様方に、この芦屋町の松枯れの実態を呼びかけながら、この10年、20年のスパンを考えて育成するためのそういうボランティア活動的な育成していく、そういう姿を出しながら、また予算化しながら、そういう意識啓発をやっていかないと、恐らく今年1,330本ということであれば、来年はまた800本、500本というふうになれば、専門家の話では、あと五、六年もすれば、芦屋町の松はすべてなくなってしまおうというふうに言われる方もおられます。そうなれば、特に鶴松保安林のところのあそこは西川、遠賀川の橋から西川のほうに向かって鶴松周辺を見ますと、もう真っ赤になっておりますけれど、あそこの墓地がもう見えるであろうというふうに言われています。

そういう意味では、今からの育成のための取り組み、そういうスケジュール、そういうものをしっかり考えながら、そして町民の皆様方に植林活動の大切さ、今年は5月でしたか、6月でしたか。福岡県植樹祭の受け皿になった町ですから、今こそ、こういう子どもたちにも、ただ標語を募集するだけではなくて、やはりこの芦屋町から緑を発信しようという標語もありました。そういう意味では、やはり動く、共同作業的なそういう呼びかけをやっていただけたらと思っています。そして、少しずつ少しずつ、芦屋町としても予算化しながら、植林活動のための基金とか、緑の羽根ももちろんありましようが、国、県からのそういう森林環境税というものもありますから、大いにそれを活用する。私が思うには、2年ほど前に洞山保存会でそういう森林環境税でいただきましたけど、それによると、行政が主催するものについ

てはたしか出ないというふうに聞いておりますけれども、そういう芦屋町植林何とかという団体でもつくって、その中から森林環境税を申請をするという方法もあるでしょう。それはもう50万円しかありませんけれども、さまざまな形で予算化して基金をつかって取り組んでいただけたらと思っております。

それともう一つ要望したいのは、今この千三百数十本というのは、芦屋町の敷地内だろうと思うんですけれども、国の営林署管轄のものもたくさん伐採されています。その伐採したものの樹木の枯れたものを放置しているわけじゃないでしょうけれど、切ったままにしているんです。切って、そして消毒をしてそこに置いていると。枯れるまで、土にかえるまで待っているという状況でしょうけれども、やはり芦屋町としてはそういうものがまた拡散して新しい松の木にマツノエダセンチュウという虫が松のカマキリによって運び出されるということですから、営林署に対して、倒木して伐採したものについては除去するように要請していただきたいというふうに思います。そのことによってこの55号議案については森林環境の件について賛成討論です。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 横尾 武志君

ないようですから、以上で討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。まず、日程第1、議案第51号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第51号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第2、議案第52号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第52号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第3、議案第53号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第53号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第4、議案第54号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第54号は原案を可決することに決定いたし

ました。

次に、日程第5、議案第55号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第55号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第6、議案第56号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第56号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第7、議案第57号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第57号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第8、議案第58号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第58号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第9、議案第59号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第59号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第10、請願第4号について、委員長報告のとおり、原案を採択することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、請願第4号は原案を採択することに決定いたしました。

次に、日程第11、請願第5号について、委員長報告のとおり、原案を採択することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、請願第5号は原案を採択することに決定いたしました。

次に、日程第12、請願第6号について、委員長報告のとおり、原案を採択する

ことに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、請願第6号は原案を採択することに決定いたしました。

次に、日程第13、発議第6号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、発議第6号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、それぞれの常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の調査について、それぞれ再付託の申し出がなされております。つきましては、これを申し出のとおり再付託することといたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で、採決を終わります。

ここで、追加の議案書を配付しますので、暫時休憩いたします。

午前10時24分休憩

.....
午前10時26分再開

○議長 横尾 武志君

再開します。

○議長 横尾 武志君

請願第4号及び請願第5号、請願第6号が採択されたことにより、新たな意見書案が提出されております。

お諮りします。追加日程第1、発委第3号から追加日程第3、発委第5号までの各議案については、この際、一括議題として上程し、書記に議案の朗読をさせた上、発委の提出委員長に提案理由の説明を求めたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

書記に議案の朗読を命じます。書記。

[朗 読]

○議長 横尾 武志君

以上で、朗読は終わりました。

民生文教常任委員長に発委第3号及び発委第4号の提案理由の説明を求めます。民生文教常任委員長。

○民生文教常任委員長 小田 武人君

おはようございます。民生文教常任委員長の小田でございます。発委第3号農林漁業用軽油にかかる経費引取税の免税等に関する意見書及び発委第4号「子ども・

子育て新システム」に関する意見書につきまして、提案理由をご説明申し上げます。
本議会において、請願第4号及び請願第5号が採択されたことに伴いまして、それぞれ意見書案を提案するものでございます。

なお、請願第4号及び請願第5号が委員会審査において満場一致にて採択されましたので、意見書案については委員会提案といたしております。

以上、簡単ではありますが、提案理由のご説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長 横尾 武志君

次に、総務財政常任委員長に発委第5号の提案理由の説明を求めます。総務財政委員長。

○総務財政常任委員長 辻本 一夫君

おはようございます。総務財政委員長の辻本でございます。発委第5号郵政改革法案の早期成立に関する意見書につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本請願につきましては、請願第6号が採択されたことに伴いまして、意見書案を提案するものでございます。

請願第6号が委員会審査において満場一致にて採択されましたので、意見書案については委員会提案といたしております。

以上、簡単でございますが、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長 横尾 武志君

以上で、総務財政常任委員長の提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑を行います。

追加日程第1、発委第3号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、発委第3号についての質疑を打ち切ります。

次に、追加日程第2、発委第4号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、発委第4号についての質疑を打ち切ります。

次に、追加日程第3、発委第5号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、発委第5号についての質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

お諮りします。追加日程第1、発委第3号から追加日程第3、発委第5号の各議案については、委員会提案でありますので、この際、委員会付託を省略し、討論終了後、採決を行いたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

ただいまから討論を行います。

追加日程第1、発委第3号から追加日程第3、発委第5号の各議案について、順不同により討論を許します。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

発委第5号に対する反対討論を行います。

先ほどの請願第6号で反対を表明いたしました。同じ理由により、発委第5号に対して反対を表明いたします。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、以上で討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。追加日程第1、発委第3号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、発委第3号は、原案を可決することに決定いたしました。

追加日程第2、発委第4号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、発委第4号は、原案を可決することに決定いたしました。

追加日程第3、発委第5号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、発委第5号は、原案を可決することに決定いたしました。

以上で、採決を終わります。

なお、可決された意見書は、議長から関係機関に送付することといたします。

○議長 横尾 武志君

以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、あわせて平成23年芦屋町議会第4回定例会を閉会いたします。

長い期間のご審議、お疲れさまでした。

午前10時34分閉会